

福島県優良土木・建築委託業務表彰 要領の運用改正 新旧対照表

改正内容	新（平成31年3月22日）	旧（平成29年1月31日）
<p>（表彰の部門） 要領第2条関係</p>	<p>（1）調査業務とは、地質調査共通仕様書に定める調査業務、<u>用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務及びその他の各種調査・点検業務等</u>をいう。</p>	<p>（1）調査業務とは、地質調査共通仕様書に定める調査業務並びに、<u>用地調査等共通仕様書に定める用地調査等業務</u>をいう。</p>
<p>（表彰の対象） 要領第3条関係</p>	<p>（1）<u>各種調査・点検業務等の業務実績については、測量業務部門、設計業務部門も対象に含める。</u> （2）<u>発注機関の長とあるのは、建築設計の受託業務に関しては、委託業務を監督している機関の長と読み替える。</u></p>	<p><u>発注機関の長とあるのは、建築設計の受託業務に関しては、委託業務を監督している機関の長と読み替える。</u></p>